

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第350号)

平成17年1月12日

横情審答申第350号

平成17年1月12日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成15年8月1日総労第165号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

(1)「平成13年度定年退職等の場合2,605万円の国の平均支給額」、(2)
「総務省調査資料又は人事院との民間状況調査」及び(3)「昭和57年、平成
元年、平成6年、平成11年の国が行った民間の職種別民間支給状況調査中
の退職手当」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、(1)「平成13年度定年退職等の場合2,605万円の国の平均支給額」、(2)「総務省調査資料又は人事院との民間状況調査」及び(3)「昭和57年、平成元年、平成6年、平成11年の国が行った民間の職種別民間支給状況調査中の退職手当」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(1)「平成13年度定年退職等の場合2,605万円の国の平均支給額」(以下「文書1」という。)、(2)「総務省調査資料又は人事院との民間状況調査」(以下「文書2」という。)及び(3)「昭和57年、平成元年、平成6年、平成11年の国が行った民間の職種別民間支給状況調査中の退職手当」(以下「文書3」という。以下文書1から文書3までを総称して「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が平成15年5月15日付で行った非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、国が行った調査結果であり、本市では作成又は取得していない。このため、条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 民間準拠方式の根拠になる資料の入手が必要である。その資料がなくてなぜ横浜市の退職金の算定ができるのか疑問である。
- (3) 昭和57年以降の退職金の算出方法を教えてほしい。算出の根拠の資料を提示してほしい。累積赤字があるのにもかかわらず、その当時の市長はどのような考えで算

出していたのか。また、国家公務員との相関性はどうか。

- (4) 退職金の国や民間企業の支払い状況はどこでしらべるのか教えてほしい。
- (5) 定期刊行物があるから非開示となるのか。
- (6) 市民へのサービスは市職員の仕事ではないのか。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

ア 文書1について

申立人は、開示請求書に「平成13年度定年退職等の場合2605万円の国の平均支給額（別紙参照）」と記載し、添付資料として横浜市のホームページから出力した給与の種類の説明文書を添付している。そこには、横浜市と国の退職手当の支給率を比較した表が記録されており、横浜市の退職手当の平均支給額（平成13年度定年退職等の場合）が2,605万円と記録されていることが認められる。このため、文書1は、横浜市の退職手当の平均支給額2,605万円に対応する国の退職手当の平均支給額が記録されている文書であると解される。

イ 文書2について

文書2については、申立人は開示請求書に「総務省調査資料又は人事院との民間状況調査」と記載しており、具体的にどのような調査について開示を求めているのか明らかではないが、総務省又は人事院が行った調査の資料について開示を求めているものと認められる。

ウ 文書3について

文書3については、申立人は開示請求書に「昭和57年、平成元年、平成6年、平成11年の国が行った民間の職種別民間支給状況調査中の退職手当」と記載している。しかし、申立人が言う「職種別民間支給状況調査」という名称の調査は見当たらず、申立人が具体的にどのような調査の資料の開示を求めているのか明らかではないが、国が行った調査の退職手当に関する部分の開示を求めているものと認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は国が行った調査結果であり、横浜市では作成し、又は取得していないため、保有していないとしている。

このため、当審査会では、平成16年12月9日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書は、国の調査資料であり、横浜市では保有していないため、非開示としたものである。

(イ) 給与については、人事委員会で民間の状況を調査し、勧告しているが、退職手当については、このような制度はない。総務省で民間企業退職金実態調査を行っており、国の退職手当制度を変更する場合は通知が出されるので、それに基づいて本市も決めている。

(ウ) 横浜市のホームページには、横浜市と国の退職手当の制度を比較した表が掲載されているが、国の制度については法令等により把握できるものである。退職手当の平均支給額については横浜市のもののみ掲載し、国の平均支給額は掲載していないが、これは横浜市のものと同様の基準で算出した国の退職手当の平均支給額が不明であるためである。

イ このような実施機関の説明を踏まえ、当審査会では次のとおり検討を行った。

横浜市の退職手当の算出方法は、横浜市退職手当条例（昭和24年8月横浜市条例第40号）に規定されており、退職した日における給料月額に勤務年数に応じた割合を乗じて算出することとされている。この算出方法は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定と同様であり、国との比較を支給率により行っていることは、不自然なことではない。

ウ 横浜市のホームページに掲載されている給与の種類の説明資料では、退職手当について、横浜市と国との支給率、早期退職特例措置及び退職時特別昇給が比較されており、横浜市の平均支給額（平成13年度定年退職等の場合）が2,605万円と記載されている。

国の退職手当制度に関する部分については国家公務員退職手当法等に規定されている情報であるが、国の退職手当の平均支給額については国の調査資料でなければ把握できないものである。国の退職手当の支給状況について、当審査会で調査したところ、総務省のホームページで公開されていることが認められたが、定年、勧奨、自己都合等の退職事由ごとの平均支給額が記載されており、横浜市の平均支給額に対応する金額がいくらであるかは不明であり、実施機関の主張と矛盾する点はなかった。

エ また、実施機関から提出された総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知（平成15年6月6日総行給第147号）を見分したところ、退職手当関係法令の改正に伴い、都道府県及び市区町村等に職員の退職手当に関する条例を改正する

措置を講ずるよう求める内容であることが認められた。

このように国の退職手当制度の変更に伴い通知が行われるのであれば、国の退職手当支給状況等の調査資料を入手していなくても、国の制度に準拠することは可能であり、国の調査資料は必ずしも必要なものではないと判断される。

オ したがって、横浜市の退職手当の算定に当たって、国の行っている調査資料を入手する必要があるとは言えず、文書1、文書2及び文書3は存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成15年8月1日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成15年8月20日 (第18回第一部会) 平成15年8月27日 (第18回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成15年9月16日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成16年3月19日 (第284回審査会) | ・部会で審議する旨決定 |
| 平成16年12月3日 (第50回第一部会) | ・審議 |
| 平成16年12月9日 (第51回第一部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成16年12月17日 (第52回第一部会) | ・審議 |